

【移住支援金マッチングサイト及び申請方法についてのQ & A】

Q1. マッチングサイトとは？

求人サイト「スタンバイ」(ビズリーチが運営する求人検索エンジン)内に特設ページがあります。

<https://kantan-kyujin.com/feature/ibaraki>



Q2. マッチングサイトへの求人掲載は1社何件まで？

何件でも掲載可能です。

Q3. 対象法人登録申請書やマッチングサイトへの求人掲載申請は、いつ行えばいいの？

県に対象法人登録申請やマッチングサイトへの求人掲載申請を行うには、市の推薦が必要になります。県の要項等をご確認の上、まずは那珂市の企業コーディネーターや関係課に、登録希望の意志をご連絡ください。

Q4. ここに求人載せるメリットは？

掲載料が無料であり、様々な採用支援（求人ページ作成の指導や研修）を受けられます。

また、掲載求人からの採用が成立した場合、厚生労働省の「中途採用等援助成金（UIJ ターンコース）」を受けられる場合があります。

※助成金の申請には事前の計画認定が必要です。詳細は厚生労働省 HP で確認してください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805_00002.html

Q5. 茨城県の担当部署はどこ？

茨城県 政策企画部 計画推進課

TEL：029-301-2536 メール：iju-2chiiki@pref.ibaraki.lg.jp

<https://www.pref.ibaraki.jp/kikaku/kikaku/ijyusuishin/iju-2chiiki/ijushienkin.html>

※採用されたかたが移住支援金を申請するにあたっての注意点

- ① 採用されたかたが移住支援金の交付を受けるには、マッチングサイトに求人が掲載された後に応募し、就職する必要があります。採用後に後追いで該当求人を掲載しても対象になりませんので、ご注意ください。
- ② 応募経路は、マッチングサイト経由の応募に限らず、事業者への直接応募でも移住支援金の支給対象とします。ただし、マッチングサイトに掲載されていない求人での採用は移住支援金の支給対象外となってしまうので、募集したい求人はすべて掲載してください。
- ③ 採用されたかたが移住支援金の申請をする時には、就業先事業者就業証明書（那珂市わくわく茨城移住支援金交付要綱第4条 様式第2号）の提出を求めますのでご協力ください。